

第2編

第2章

システムの利用申請

令和8年3月2日公開版

第2章 システムの利用申請

1 システムの利用申請	1
(1) システム利用申請	2
(2) システム利用申請（本登録）	5

1 システムの利用申請

この手続きが必要となるのは、ちば電子調達システムを利用して入札参加資格者名簿に登載されたことが無い方となります。（具体的には以下の①～⑤に該当する方となります。）

- ① 平成21（22）～23名簿からの参加団体（30団体）において、平成21年度以降に作成されたいずれの名簿にも登載されていない方
- ② 平成24・25名簿からの参加団体（9団体）において、平成24年度以降に作成されたいずれの名簿にも登載されていない方
- ③ 平成26・27名簿の参加団体（15団体）において、平成26年度以降に作成されたいずれの名簿にも登載されていない方
- ④ 平成30・31名簿の参加団体（2団体）において、平成30年度以降に作成されたいずれの名簿にも登載されていない方
- ⑤ 令和2・3名簿の参加団体（1団体）において、令和2年度以降に作成されたいずれの名簿にも登載されていない方

①平成21（22）～23名簿 参加団体

千葉県、旭市、我孫子市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、大多喜町、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、九十九里町、佐倉市、山武市、酒々井町、芝山町、白井市、多古町、銚子市、東金市、流山市、習志野市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、八千代市、横芝光町、四街道市

②平成24～25名簿 参加団体

上記①の参加団体のほか、一宮町、木更津市、君津市、栄町、匝瑳市、袖ヶ浦市、千葉市、富里市、茂原市

③平成26～27名簿 参加団体

上記①②の参加団体のほか、いすみ市、柏市、鴨川市、鋸南町、白子町、館山市、長生村、長南町、東庄町、長柄町、成田市、野田市、睦沢町、八街市、北千葉広域水道企業団

④平成30～31名簿 参加団体

上記①～③の参加団体のほか、御宿町、神崎町

⑤令和2～3名簿 参加団体

上記①～④の参加団体のほか、かずさ水道広域連合企業団

※ 既に利用者番号を取得している事業者様は、この手続きを行う必要はありません。

※ 利用者番号及びパスワードが不明な場合は、「利用者番号・パスワード再交付マニュアル（下記URL）」を確認の上、再交付の手続きを行ってください。

<https://www.e-chiba.org/chiba-chotatsu/yousiki1.html#07>



注 意

- ・ 既に利用者番号をお持ちの方は、重複して新たに利用者番号を取得してはいけません。利用者番号を重複取得して申請すると、場合によっては **無効** となり、再申請といった事象も想定されますので、**利用者番号の取得にあたっては細心の注意を払ってください。**

(1) システム利用申請

① 《ちば電子調達システム》画面を表示します。

【はじめにお読みください】ボタンをクリックします。

ちば電子調達システム

ちば電子調達システム

ASP SaaS クラウド 2019-08-01

ちば電子調達システムは、千葉県及び県内の市町村等(各団体)の電子入札、入札情報(入札結果・契約結果等)の提供、各団体への入札参加資格申請を行うためのシステムです。

- メンテナンス情報** 最新の10件を表示(全1件) [一覧を表示](#) 最終更新日時: H29.03.08 13:52
8月メンテナンスによるシステム停止 [ページの先頭へ▲](#)
- お知らせ(共通)** 最新の10件を表示(全10件) [一覧を表示](#) 最終更新日時:
 - H29.08.04 12:42
 - H29.07.25 16:50
 - H29.06.19 15:00
 - H29.04.05 13:14
 - H29.04.04 09:32
 - H29.04.04 09:31
 - H29.04.04 09:31
 - H29.04.04 09:30
 - H29.04.04 09:30
 - H28.10.24 13:20[ページの先頭へ▲](#)
- お知らせ(各団体)** 最新の10件を表示(全10件) [一覧を表示](#) 最終更新日時:
 - H29.08.07 17:41
 - H29.08.07 15:50
 - H29.08.07 15:40
 - H29.08.07 10:59
 - H29.08.04 06:58

② 《ちば電子調達システム》の《システムの利用までの手引き》画面が表示されます。

画面下部の【システム利用申請のページへ】ボタンをクリックします。

ちば電子調達システム 受注者ポータル TOPページへ

ちば電子調達システム

システム利用までの手引き

- システムの概要**

ちば電子調達システムの位置づけ、目的、効果などをご説明いたします。

ちば電子調達システムとは [ページの先頭へ▲](#)
- 参加団体**

下の地図をクリックすると、別ウィンドウで参加団体の一覧とシステム運用状況の詳細を表示いたします。
- ご利用までの流れ**

ちば電子調達システムをご利用になるまでの手順を以下にご説明いたします。

 - パソコン、ソフトウェア、ネットワークの準備
 - システム利用申請
 - 入札参加資格申請
 - 電子証明書(ICカード)の準備・セットアップなど ※電子入札システムをご利用になる場合のみ必要となります
 - 各システムのご操作

システム利用申請のページへ

システム利用申請のページへ遷移します

システム利用申請のページへ遷移します

ページの先頭へ▲

※利用者がお持ちの場合は利用申請を行う必要はありません。

千葉県電子自治体共同運営協議会

③ 《ちば電子調達システム》の《システム利用申請》画面が表示されます。

「ちば電子調達システム利用規約」を確認します。

Step 1

規約を確認後、【システム利用申請】ボタンをクリックします。

Step 2

ちば電子調達システム
受注者ポータル
TOPページへ

ちば電子調達システム

システム利用申請

■ 入札参加資格申請の流れ

入札参加資格申請の概要や申請方法、注意事項などは操作マニュアルをご覧ください。

[操作マニュアルページへ](#)

[ページの先頭へ▲](#)

■ システム利用申請

入札に参加する業者の方は、**最初に必ずシステム利用申請**をしていただく必要があります。この申請を行うことで、システム利用に必要な**利用者番号**を取得できます。

ご利用になる前にシステム利用規約をお読みください。
本規約に同意いただける場合のみ、「システム利用申請」ボタンをクリックしてください。

ちば電子調達システム利用規約

ご利用について

(5) 運用基準
協議会が、サブシステムごとに定めるシステム運用のための基準をいいます。
入札参加資格申請システム運用基準、電子入札システム運用基準、入札情報サービス運用基準の3つの基準によって構成されます。

(6) 個別基準
利用団体が個別に定める、調達システムの運用に関する基準をいいます。

Step 1

Step 2

ちば電子調達システム
システム利用申請

⚠️ 既に利用者番号をお持ちの場合は
利用申請を行う必要はありません。

サービス提供時間: 8:00-24:00

利用者番号を取得したら、引き続き各団体への資格申請を行ってください。

[ページの先頭へ▲](#)

■ 備考

システム利用申請は、本システムを利用する際に一度だけ行うものです。

[ページの先頭へ▲](#)

[前の手順へ](#) [システム利用までの手引へ ▲](#) [次の手順へ▶](#)



ワンポイント

- 必ず「ちば電子調達システム利用規約」をご確認ください。
規約に同意いただいたうえで、システム利用申請を行ってください。

④ 《入札参加資格申請システム》画面が表示されます。

Step 1 「申請担当者メールアドレス」を入力してください。

Step 2 【システム利用申請】ボタンをクリックします。



⑤ 「申請担当者メールアドレス」に入力したメールアドレスへシステム利用申請の案内メールが送られた旨のメッセージが表示されます。



⑥ 「申請担当者メールアドレス」宛に、以下のような内容の電子メールが送られますので、送られてきた電子メールに記載のURLにアクセスし、24時間以内に申請者情報の登録を行ってください。

◆電子メール内容（サンプル文です。）

「入札参加資格申請システムの利用申請を受け付けました。
下記URL にアクセスし、12/31 00:00 までに申請者情報の登録を行ってください。

<https://www.chiba-ep-bid.supercals.jp/Shinsei/main?uji.verb=XXXXX...>」

本メールはシステムが自動的に送信しております。
本メールへ返信にてお問い合わせいただいてもご回答出来ませんので、
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

(2) システム利用申請（本登録）

システムの利用申請をすると、「本登録案内」のメールが送られてきます。

- ① 《担当者情報登録》画面を表示します。

システム利用申請受付メールに記載のURLにアクセスします。

メールの記載例は前ページのとおりです。

② 申請担当者の情報を入力します。

申請担当者は、申請内容について発注者とやりとりを行う事務処理上の窓口となる存在です。行政書士等の代理人に委任している場合は、代理人が申請担当者となります。

Step 1

《区分》で申請者・行政書士等のいずれかにチェックを入れます。

《法人名》に法人名を入力します。

《所属》に所属名を入力します。

《氏名》に氏名のフリガナと漢字を入力します。

《郵便番号》に郵便番号を入力します。

《所在地》で都道府県、市区町村を選択し、市区町村以下の所在地を入力します。

《連絡先》に電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。

《パスワード》にパスワードを入力します。

《パスワード（確認用）》に《パスワード》で入力したパスワードを確認のため、もう一度入力します。

Step 2

【次へ】 ボタンをクリックします。

申請担当者：本人又は自社の社員等が行う場合
行政書士等：行政書士等資格を有する方が代理で行う場合

法人区分は、カッコ書きの略称で入力してください。例)「株式会社〇〇」→「(株) 〇〇」
また、空白文字は入力しないでください。
※下記「法人区分の略称」に記載がない場合は、法人名を略さず入力してください。

所在地は、登記簿地番や住民票上の住所（印鑑証明書に記載）等の地番表記で正確に入力してください。（ハイフンでの省略不可）
※千葉県外の場合は、市区町村名から入力

申請担当者のメールアドレスは、今後利用者番号の再発行の際に使用します。
適切な管理をお願いします。
※携帯電話のメールアドレスは使用不可
(注)入力されているメールアドレスが現在も利用しているメールアドレスかどうかをよくご確認ください！

・ここでは、実際に手続きを行う方（代理申請の場合、委任を受けた行政書士等資格を有する方）の情報を入力してください。共同受付窓口や申請団体からの連絡等に利用されます。
・必須入力箇所の入力漏れや全角・半角文字の入力制限にご注意ください。

8文字以上32文字以内で英字・数字を組み合わせ
たものを入力して下さい。

法人区分の略称

- 株式会社：(株) 有限会社：(有) 協同組合：(協) 医療法人：(医) 相互会社：(相)
- 一般財団法人：(一財) 公益財団法人：(公財) 学校法人：(学) 一般社団法人：(一社)
- 公益社団法人：(公社) 宗教法人：(宗) 合資会社：(資) 合名会社：(名)
- 合同会社：(同) 社会福祉法人：(福) 特定非営利活動法人：(特非) 組合連合会：(組連)
- 有限責任事業組合(LLP)：(責)

(注) 上記法人区分に該当しない場合は、略称表記をせず入力してください！！

③ 《申請者情報登録》画面が表示されます。

Step 1 申請者の情報を入力します。

申請者とは、実際に入札に参加を希望する個人または法人をいいます。

《組織の区分》で組織区分を選択します。

《商号又は名称》に商号または名称のフリガナと漢字を入力します。

《URL》にホームページのURLを入力します。

《代表者役職》に代表者の役職を入力します。

《氏名》に代表者の氏名（フリガナ、漢字）を入力します。

《郵便番号》申請者の郵便番号を入力します。

《所在地》で都道府県、市区町村を選択し、市区町村以下の所在地を入力します。

建設業許可のある場合は主たる営業所の住所を入力してください。

《連絡先》に電話番号、FAX 番号、メールアドレスを入力します。

【次へ】 ボタンをクリックします。

Step 2

必須入力箇所を入力漏れや全角・半角文字の入力制限にご注意ください。

組織の区分は、「株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、事業協同組合、個人、共同企業体、経常JV、特定非営利活動法人(NPO)、適格組合、その他」のうちから選択してください。
事業協同組合等であって、**官公需適格組合**として申請する場合は、**必ず「適格組合」**を選択してください。

法人区分は、**カッコ書きの略称**で入力してください。
例) 「株式会社〇〇」→「(株) 〇〇」
また、**空白文字は入力しない**てください。
※下記「**法人区分の略称**」に記載がない場合は、**法人名を略さず**入力してください。

契約書に記載する代表者の役職名を正確に入力してください。

所在地は、登記簿地番や住民票上の住所(印鑑証明に記載)などの**地番表記**で**正確に入力**してください。(ハイフンでの省略不可)
※**千葉県外の場合は、市区町村名から入力**

携帯電話のメールアドレスは、**使用できません**。

商号又は名称の**フリガナ**に、法人区分の「(カブ)」等や、「・」等の記号は**記載しない**てください。

代表者氏名は、登記簿に記載の代表者名を**入力**してください。

法人区分の略称

株式会社：(株) 有限会社：(有) 協同組合：(協) 医療法人：(医) 相互会社：(相)
一般財団法人：(一財) 公益財団法人：(公財) 学校法人：(学) 一般社団法人：(一社)
公益社団法人：(公社) 宗教法人：(宗) 合資会社：(資) 合名会社：(名)
合同会社：(同) 社会福祉法人：(福) 特定非営利活動法人：(特非) 組合連合会：(組連)
有限責任事業組合(LLP)：(責)

(注) 上記法人区分に該当しない場合は、略称表記をせず入力してください！！



ワンポイント

・ [必須] 項目を入力せず【次へ】 ボタンをクリックすると、入力を促すエラーが画面上部に表示されます。

④ 《登録確認》画面が表示されます。

入力内容を確認し、【登録】ボタンをクリックします。

「類似情報事業者が既に登録されている」などのメッセージが出た場合は「登録」をせずサポートデスクに連絡をしてください

入力要領
ただし入力されたデータを送信して、登録処理を行います。
入力内容を確認して、【登録】ボタンを押してください。
なお、本システムでは、1業者で1つの利用者番号を利用します。
既に利用者番号をお持ちの業者が新たに番号を取得すると二重申請となり、
重複した番号での申請行為はすべて無効となりますのでご注意ください。

※利用者番号の通知ハガキを紛失したり、ID・パスワードを忘却された
業者様は、誤ってシステム利用申請を行われるケースが発生しております。
その場合はポータルから「利用者番号・パスワード再交付申請」を
行って頂くようお願いいたします。

担当者情報登録	
区分	申請担当者
法人名	工事〇〇1テスト業者(株)
所属	第一営業部
氏名	フリガナ: ゴウジマルマルチテストギョウシャンセイシャ 漢字: 工事〇〇1テスト業者申請者
郵便番号	999-9999
所在地	千楽県 千楽市美浜区 中群1
連絡先	電話番号: 099-999-9999 FAX番号: 088-888-8888 メールアドレス: test@example.com
パスワード	pass1234

申請者情報登録	
組織の区分	株式会社
商号又は名称	フリガナ: ゴウジマルマルチテストギョウシャ 漢字: 工事〇〇1テスト業者(株)
URL	https://www.test.com
代表者役職	代表者
氏名	フリガナ: ゴウジマルマルチテストギョウシャダイヒョウシャ 漢字: 工事〇〇1テスト業者代表者
郵便番号	999-9999
所在地	千楽県 千楽市美浜区 中群1
連絡先	電話番号: 099-7894-1234 FAX番号: 088-1234-4567 メールアドレス: test2@example.com

◆登録内容確認のポイント

- ・ 商号又は名称のフリガナ：「カブシキガイシャ」等の法人区分、「・」等の記号は不要です。
- ・ 商号又は名称：法人区分は「(株)」等の略称で入力してください。
- ・ 商号又は名称：法人区分と商号の間に空白文字を入力しないでください。
- ・ 代表者役職：契約書に記載する代表者の役職名を必ず入力してください。
- ・ 所在地：登記簿地番などの地番表記で正確に入力してください。ハイフン表記は不可。
- ・ メールアドレス：携帯電話のメールアドレスは使用できません。



注 意

- ・「工事」「測量等」「物品」「委託」の申請業種数を問わず、申請者情報は一つの登録となります。

「工事」を含めた申請を行う場合は、必ず建設業法に定める「主たる営業所」の所在地で登録しなければなりません。

「工事」と「物品及び委託」で本社情報が異なる場合は、入札参加資格申請（電子申請）の本社基本情報入力時に「物品・委託の本社情報として分けて登録します」のチェックをすることで工事・測量等と物品・委託の本社情報を分けて登録出来ますので、入札参加資格申請（電子申請）時には必ずチェック（✓）を付けてください。

- ・誤って申請者情報等を登録した場合は、原則、入札参加資格申請時に修正可能です。

⑤ 《結果表示》画面が表示されます。

画面を印刷するか、メモを取るなどして必ず内容を控えた後、【OK】ボタンをクリックし、画面を閉じます。



注意

- ・《結果表示》画面に、「利用者番号」と「パスワード」が表示されます。画面を印刷するか、メモを取るなどして必ず内容を控えてください。



ワンポイント

- ・利用者番号及びパスワードについては、適切な管理をお願いします。
- ・システムを利用するための利用者番号やパスワードを忘れてしまった場合、再交付の申請を行うことができますが、場合によってはすぐに再発行できない場合もあります。
- ・利用者番号及びパスワードの再発行方法については、別マニュアル【利用者番号・パスワード再交付マニュアル】をご覧ください。

(<https://www.e-chiba.org/chiba-chotatsu/yousiki1.html#07>)